



大正九年五月五日

大正九年三月二十九日

小樽高等商業学校校長 渡邊龍野

文部大臣 中橋徳三郎 殿

露米教授論議の義の上申

ニコライアレクサントヴィチ オフスキイ

八三

右者本年六月一日より大正九年三月三十日迄本校露米論議(教授時教一週約十

文部省

時回)教授の時訖に外國人諸君の内

ヨリ月俸金二百五十圓支給計

至急御許りに相成度本人後随

書相届の上申候也

追テ右俸給ハ本校獨逸語教師

俸給列録推算額二千四百圓ニ本

年度使用ノ見エテ外國人渡航旅

費額九百七十五圓ヲ添加シ其ノ内

ヨリ支辨計度見込ニ有之候上申

添候也

發送
番號

第

號

大正 年 月 日

日判決

淨寫校

合

大正八年六月十六日

愛媛



銘件

ネフスキイ、電報ノ件

案

議案罰紙

小樽商會商業學校

ジエゲウ ショクタクノキヨカラエダスグコイ
板業鳴託、許可ヲ得タ直ク来イ

オタルコウセウ

学 校

ニコライ、アレキサンドロヴィチ

ネフスキイ宛

東京市建町区有樂町一、四明露一高會

(三十字)

發送 第 號 大正 年 月 日 判決 淨寫校 合

大正八年五月廿一日

案

銘件 露法ヤ叔師少託寫令ノ件

案

議案野紙

ニコライ、アレクサンドロヴィチ、ネフスキー

大正九年三月二十日ニテ露法ヤ叔授ノ嘴
託ス

月俸二百五拾圓給與

外ニ臨時手當月額金五百圓支給

年五月廿一日

學校

發送
番號

第

號

大正 年 月

日 判決

大正 年 月 日

日 披

淨寫校

合

大正八年六月十八日

校長



銘件

不ノスキイ市橋、園七書簡一併

案

議案對紙

小樽高等商業學校

おる有り電報ヲ以テ來正百日曜ハ半
地出是日強定ノ趣ヲ通告お如承知
然ラハ其旨了書函録、於テ以着橋、時刻
電報ト通告お如ハ、萬事如部會
又着驛ハ中央橋驛下車最モ
便利ニ付、以テ通告お如ハ、右ト
事

年月日

学 校

不ノスキイ市橋

發送
番號

第

號

大正 年 月

日 判決

大正 年 月 三十日 接濟

淨寫校

合

大正八年六月廿七日

校長



銘件

小樽高等商業學校
校務報告書
送附申付

案

議案罰紙

小樽高等商業學校

露千人ニシテ、アレキナドロワイテ、不ノスキイ

右者曩に伺し通函並日付ヲ以テ、少後後

セ致候テ、所記如ク、有キ及用申付也

年 月 日

校長

文部大臣宛